

## 3次整備可能地の総合評価について

### 1 3次整備可能地選定の進め方について

第5回検討委員会において、2次整備可能地として選定した13箇所について、自然環境、生活環境、経済性、その他の各評価項目の評価と現地調査の結果を合わせて総合評価を行い、3次整備可能地を選定する。

#### <土地利用状況の反映について>

現地調査では、2次整備可能地13箇所について、地形・地質の状況や植生の状況などを確認した。

現地調査の結果、整備想定区域内で採石場等で土地利用されていた箇所が4箇所（A、B、C、L）確認された。この4箇所について、土地利用されていない場所での施設配置を検討した結果、十分な埋立容量の埋立地や浸出水処理施設等の配置が困難と見込まれることから、3次整備可能地の評価対象から外すこととし、残る9箇所について総合評価を行う。

### 2 3次整備可能地の総合評価について

#### (1) 3次整備可能地の評価

対象となる9箇所について、次の評価項目について評価方法及び評価基準を設定し、○、△、×にて評価を行う（資料2、資料3、資料4）。

##### ア 評価項目

- (ア) 自然環境－地盤の状況（表層地盤増幅率）
  - (イ) 生活環境－住居の状況（敷地境界から300m以内の住居数，直近住居までの距離）  
下水道整備状況（整備区域までの距離）
  - (ウ) 経済性－概算工事費（1㎡当たりの工事単価），排出重心（※）からの距離，  
高速道路 IC からの距離
- ※ 茨城県産業廃棄物実態調査（H25年度実績）の各地域最終処分量から算出した。
- (エ) その他－中間処理施設用地確保の可能性，土地履歴等（不法投棄案件の有無）

##### イ 評価方法，評価基準及び結果

- (ア) 自然環境
  - ◎地盤の状況
 

表層地盤増幅率（地震の力を割増しする係数であり，大きいほど揺れやすい）の値を評価基準とし，揺れにくさを評価した。

→9箇所が○
- (イ) 生活環境
  - ◎敷地境界から300m以内の住居数
 

「廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領」の同意取得の範囲とされている300m以内の住居数（事業所を含む）について，9箇所の平均値を評価基準とし，生活環境へ与える影響を評価した。

→5箇所が○（平均値未満）
  - ◎敷地境界から直近住居までの距離
 

直近住居までの距離について，9箇所の平均値を評価基準とし，生活環境へ与える影響を評価した。

→4箇所が○（平均値以上）
  - ◎下水道整備状況
 

下水道事業計画による下水道整備区域までの距離について，9箇所の平均値を評価基準とし，下水道への接続のしやすさを評価した。

→4箇所が○（平均値未満）

(ウ) 経済性

◎ 1 m<sup>3</sup>当たりの工事単価

概略施設配置図により概算工事費を算定し、1 m<sup>3</sup>当たりの工事単価の9箇所の平均値を評価基準とし、建設に係る経済性を評価した。

→5箇所が○(平均値未満)

◎ 排出重心からの距離

排出重心からの直線距離について、9箇所の平均値を評価基準とし、輸送に係る利用者の経済的負担を評価した。

→3箇所が○(平均値未満)

◎ 高速道路 IC からの距離

最寄りの高速道路 IC からの距離について、9箇所の平均値を評価基準とし、輸送に係る利用者の経済的負担及び交通環境への影響を評価した。

→6箇所が○(平均値未満)

(エ) その他

◎ 中間処理施設用地確保の可能性

埋立て用地や最終処分場に必要な施設を配置したうえで、さらに中間処理施設用地確保の可能性について概略施設配置図を作成し、検討した。

→9箇所が○(用地の確保が可能)

◎ 土地履歴等(不法投棄案件の有無)

不法投棄事案発生状況の有無を、不法投棄情報管理システム(県不法投棄対策室)により確認した。※地下に埋まっている不法投棄物が工事の支障になる可能性を避けるために評価項目とした。

→9箇所が○(不法投棄案件該当なし)

(2) 現地調査結果

2次整備可能地13箇所について、令和2年1月11日、2月4日及び7日の3回にわたり、現地調査を行った。

現地調査は、8名の委員全員が参加し、地形・地質の状況や植生の状況などを確認した。

現地調査を行った13箇所のうち、土地利用がされていない9箇所について、次の調査項目について、評価を行った(資料4)。

**ア 調査項目**

- (ア) 地形、地質の状況(埋立地造成のしやすさ、既存データとの相違等を確認)
- (イ) 植生の状況(既存データとの相違等を確認)
- (ウ) 土地利用の状況(調査対象地及びその付近の土地利用の状況を確認)
- (エ) 主要道路の状況(道路幅員、舗装の有無、道路に隣接する土地の状況を確認)

**イ 評価方法及び結果**

- (ア) 地形、地質の状況

沢地形が7箇所、傾斜地が1箇所、谷地形が1箇所であった。

沢地形などを生かして埋立地が造成しやすいかを、現況と地形・地質等の既存データの確認等を行った。

→岩盤が良好な2箇所と、沢地形を生かした造成が可能な2箇所の計4箇所を適地として○評価、小さな沢地形を利用するため掘削量が多くなる2箇所と、漏水が多く、遮水対策が必要な1箇所の計3箇所を△評価、地盤の詳細不明が2箇所あった。

- (イ) 植生等の状況

再生した森林である二次林が7箇所、植林地が1箇所、その他が1箇所であった。  
また、希少種生息の可能性のある場所が4箇所あり、猛禽類の職懇のある場所が1箇所あった。  
→生態系から見て多様性に乏しい1箇所を○評価、山林で生態系を維持している可能性のある8箇所を△評価とした。

(ウ) 土地利用の状況

山林が8箇所（内植林地1箇所）、未利用地1箇所であった。  
→山林6箇所及び未利用地1箇所を○評価、管理された植林地及び墓地利用のあった山林の2箇所を△評価とした。

(エ) 主要道路の状況

2車線ある舗装道路が7箇所、センターラインのない舗装道路（一部幅員狭小）が2箇所であった。

→主要道路が2車線ある舗装道路の7箇所を○評価、センターラインのない舗装道路（一部幅員狭小）の2箇所を△評価とした。

### (3) 3次整備可能地の総合評価

評価項目及び現地調査項目毎に、結果を整理し、総合評価を行うこととし（資料4、資料5）、次の方針により候補地を選定する。

- ア 評価が高い○の多い地点から選定
- イ 周辺的生活環境への影響が小さい地点を選定
- ウ 経済的かつ効率的な整備が可能な地点を選定

#### [選考]

・アの観点から、13評価項目中、過半数の7項目以上で高い○評価を獲得している箇所は7箇所であり、特に○評価が9個以上の3箇所については、上記イ及びウの観点においても優れており、他に比較して総合的に適合性が高いことから、適地と判断する。

・残りの○評価が8個の4箇所について、上記イ及びウの観点で、適地となり得るか検討する。

→ 1箇所は、上記7箇所のうち唯一、住居が多く、かつ敷地境界が住居と近接している。もう1箇所は、評価箇所の中でも一番高速道路ICからの距離が遠く、一般道のアクセス距離が長い。このため、この2箇所は、生活環境への影響が大きいと考えられる。

→ 2箇所は、地形上、掘削量が多く、概算工事費単価が高くなるため、効率的整備ができないと考えられる。

このため、○評価が8個の4箇所については、候補地として適地でないと考える。

#### [まとめ]

以上のことから、○が9個以上と評価基準に適合する項目が多く、自然環境や生活環境への影響が少なく、経済性に優れている3箇所が候補地として適地であると考えられる。（資料6）